

## 船舶事故調査報告書

平成31年1月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

<b>事故種類</b>	衝突
<b>発生日時</b>	平成30年6月3日 12時59分ごろ
<b>発生場所</b>	神奈川県藤沢市江の島南方沖 江ノ島灯台から真方位160° 950m付近 （概位 北緯35° 17.5′ 東経139° 28.9′）
<b>事故の概要</b>	プレジャーボートシーモンスターⅡは、東南東進中、また、水上オートバイワイルドキャットは、東南東進中、両船が衝突した。 ワイルドキャットは、船長が死亡し、同乗者が軽傷を負い、操縦ハンドルの曲損等を生じ、また、シーモンスターⅡは、左舷船首部船底に擦過傷を生じた。
<b>事故調査の経過</b>	平成30年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート シーモンスターⅡ、1.6トン 235-46496 神奈川、個人所有 5.71m (Lr) × 2.29m × 1.23m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成18年4月 B 水上オートバイ ワイルドキャット、0.1トン 235-51794 神奈川、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112kW、平成27年4月
<b>乗組員等に関する情報</b>	A 船長A 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年3月24日 免許証交付日 平成26年1月30日 （平成31年7月11日まで有効） B 船長B 男性 51歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年9月21日 免許証交付日 平成26年12月15日 （平成32年9月20日まで有効） 同乗者B 女性 45歳

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 死亡 1人（船長）、軽傷 1人（同乗者B）</p>
損傷	<p>A 左舷船首部船底に擦過傷</p> <p>B 操縦ハンドルに曲損、右舷外板に擦過傷</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、遊走の目的で、平成30年6月3日12時30分ごろ、江の島西方沖に向けて神奈川県鎌倉市材木座海岸を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが、右舷中央部の操縦席に腰を掛け、目視により見張りを行いながら操船に当たり、江の島西方沖で景観を楽しんだ後、材木座海岸に向け、約12ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により江の島南方沖を東北東進した。</p> <p>船長Aは、船首方に数隻のセーリング・ディンギー（以下「本件ヨット」という。）を視認し、本件ヨットが急に変針したりするので、本件ヨットに注意しながら航行した。</p> <p>同乗者のうち1人（以下「同乗者A」という。）は、船長Aの左隣の椅子に腰を掛けていたところ、左舷船尾方から接近するB船を視認し、同乗者Bが手を振っていたので動画を撮影しようと思い、下を向いて携帯電話を操作していたが、船が揺れてうまく操作できなかったため、撮影を諦めて顔を上げたところ、B船がA船の真横に接近し、その後右転してA船の船首付近に接近するのを見た。</p> <p>A船は、船長Aが、船首方の本件ヨットに注意を向け、針路及び速力を保持して航行していたところ、左舷正横至近にB船を認め、慌てて右舵を取ったが、12時59分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船長Bが、着用していた救命胴衣が破損し、頭が沈みそうになりながらうつ伏せ状態で浮いていたので、飛び込んで同乗者Aの救命胴衣を船長Bに着せ、船長Bが沈まないように身体を保持して救助を待ち、同乗者Aが119番通報を行った。</p> <p>A船は、船長Aが操船し、海上保安庁の指示により藤沢市湘南港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを後部座席に乗せ、遊走の目的で、12時40分頃、江の島西方沖に向けて材木座海岸を出発した。</p> <p>B船は、江の島西方沖で景観を楽しんだ後、材木座海岸に向け、江の島南方沖を東北東進した。</p> <p>同乗者Bは、B船がA船の左舷船尾方10数m付近に接近したことに気付き、その後、速力を落として並走するように航行していたので、A船の同乗者に手を振ったりしていた。</p>

	<p>同乗者Bは、B船がA船の少し前に出たなと感じたとき、目前にA船の船首が見え、B船とA船が衝突したのを見た。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で落水し、船長Aに身体を保持されていたところ、来援した海上保安庁の警備救難艇に揚収されて湘南港に搬送された後、救急車により病院に搬送されて死亡が確認され、多発外傷と検案された。</p> <p>同乗者Bは、救命胴衣を着用して落水したが、自力でA船に乗り込んで救助を待っていたところ、来援した藤沢市消防局水難救助隊の船舶に揚収され、病院に搬送され、後頭部裂傷等と診断された。</p> <p>B船は、A船がえい航して湘南港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	船長Aは、風を切る音やA船のエンジン音で、後方から接近するB船に気付かなかったと本事故後に思った。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A船は、江の島南方沖を東北東進中、船長Aが、船首方の本件ヨットに注意を向け、左舷船尾方の見張りを適切に行わず、針路及び速力を保持して航行していたところ、左舷正横至近にB船を認め、右舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、江の島南方沖を東北東進中、A船の船首方に向けて航行し、A船に衝突した可能性があると考えられるが、船長Bが本事故で死亡していることから、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	本事故は、江の島南方沖において、A船及びB船が、共に東北東進中、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイを操縦する際は、他の船舶に接近しないよう安全な距離を確保すること。</li> <li>・航行中は、船首方の船舶に注意を向けるだけでなく、周囲の見張りを適切に行い、接近する船舶がいれば、注意喚起を行って衝突を回避すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

